

# 車両通行認定のご案内

道路法に基づく車両の制限（法第47条、車両制限令第3条）の制限を越えない車両（一般的制限値以下）であっても、道路の構造（道路の幅）によって車両の通行が制限されます。（令第5条）

このような制限される道路をやむを得ず車両（一般的制限値以下）を通行させようとするとき、申請により道路管理者の通行の認定を受けられる場合があります。（令第12条）

## ○道路幅と車両幅の関係による制限値（車両制限値より）

・相互通行道路の場合の計算式

$$\frac{(\text{幅員} - 1.0 - 0.5)}{2}$$

[路肩幅員] [余地分]

・一方通行の場合の計算式

$$\text{幅員} - 1.0 - 0.5$$

[路肩幅員] [余地分]

上記の計算による制限値を超える幅の車両を通行させる場合は、**車両通行認定**が必要になります。

## ○申請に必要なもの

①車両通行認定申請書（省令別記様式第一）	1部
②経路図（通行市道および目的地がわかるもの）	2部
③車両内訳書（2台以上の場合）	2部
④自動車検査証の写し	申請車両各1部

※②経路図は、案内図に通行経路がはっきりとわかるように記載してください。

## ○「申請～認定～車両携帯」までの流れ

- ・申請用紙は市ホームページからダウンロード頂くことができます。
- ・車両通行認定の申請があつてから、認定書の**発行までに1週間程度**かかりますので予めご了承ください。

### 申請書類の準備

この場合に準備するもの  
(例：図は2台の場合)

- ①申請書 1部
- ②経路図 2部
- ③車両内訳書 2部
- ④車検証 台数分各1部



(裏面に続く)



- ・車両通行の認定書が出来次第、ご連絡いたします。認定書が発行されます。

### 市が発行する認定書（申請者保管用）

市が発行する認定書（申請者保管用）

- ①認定書 1部
- ②条件書 1部
- ③経路図 1部
- ④車両内訳書 1部



- ・市が発行する認定書は、申請者保管用ですので、車両携帯用に上記「認定書・条件書・経路図・車両内訳」を車両台数分複写のうえ、各車両に搭載をお願いいたします。（下記は2台の場合の例）

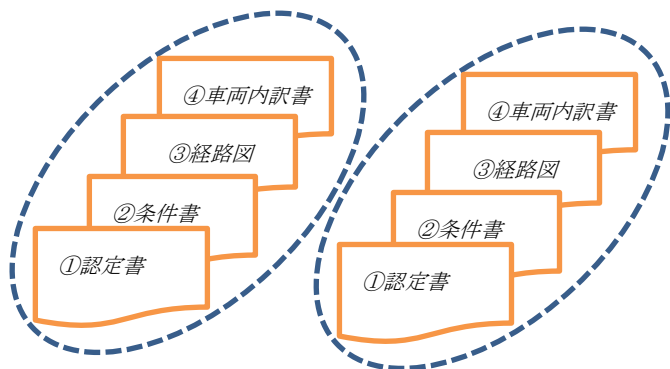
### 申請者が車両携帯用に準備する書類（申請者保管用のものの写し）

車両携帯用に複写する書類

（例：図は2台の場合）

- ①認定書 1部
- ②条件書 1部
- ③経路図 1部
- ④車両内訳書 1部

1台に付、  
1組用意



○お問い合わせ・申請先 稲城市役所 管理課 管理係

東京都稲城市東長沼 2 1 1 1

Tel 0 4 2 - 3 7 8 - 2 1 1 1

（ホームページでもご案内しております。）